

明治大学大学院国際日本学研究科 博士学位取得のためのガイドライン

課程博士

【本研究科で授与する学位】

国際日本学専攻 博士（国際日本学） Doctor of Philosophy

【博士学位請求の要件】

在学期間

- (1) 本研究科博士後期課程に3年以上（見込を含む）在学し、所定の研究指導を受けていること。
- (2) 前在学時に本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けた後退学した者にあつては、前在学時の入学日から起算して8年以内に限り、研究科委員会の許可を得て再入学し、課程博士の学位を請求できるものとする。

単位要件

本研究科博士後期課程の履修にあたっては、以下の要件を満たし、20単位以上を修得しなければならない。

- (1) 学位論文作成のため、指導教員による必要な研究指導を受けなければならない。
- (2) 指導教員が担当する研究論文指導Ⅰ～Ⅵを必修とする。
- (3) 選択必修科目のうちから、2単位以上を修得しなければならない。
- (4) 指導教員が必要と認めた場合には、博士前期課程の講義科目（特修科目）について、4単位を限度として、修了に必要な単位数に含めることができる。
- (5) 指導教員が必要と認めた場合には、他研究科（専門職学位課程を含む。）の授業科目及び研究科間共通科目を履修することができる。

研究業績

博士学位を請求するにあたっては、以下の「博士学位請求に相当する研究業績」が認められなければならない。

「博士学位請求に相当する研究業績」

博士前期・後期課程在学中に、学外の査読付き学術誌、本研究科の『国際日本学研究論集』、本学社会科学研究所の『明治大学社会科学研究所紀要』、本学人文科学研究所の『明治大学人文科学研究所紀要』等の査読付き学内誌に掲載された学術論文3編以上を有すること。

研究倫理教育の受講

本学が定める研究倫理教育を受講していること。

研究指導

以下に掲げる本研究科学位請求までのプロセスを経ている者とする。

【学位請求までのプロセス】

研究指導体制

入学時に決定している指導教員が3年間の論文作成計画により研究指導の責任を負うが、原則として、2年次の中間発表の段階までに、指導教員を中心とする研究指導グループによる複数指導体制を整える。

1 年次

(1) 研究計画書の提出

4月中旬に、指導教員の指導のもとに、各自の履修計画を立て、当該年度の「履修計画書」を提出する。また、5月末に、指導教員の助言に基づき、博士後期課程における3年間の研究目標などをまとめた「研究計画書」を指導教員に提出する。

(2) 中間発表への準備

指導教員の指導を通じて、第1次中間発表に向けた準備を行う。なお、すでに優れた研究成果が得られている場合は、学会誌投稿・学会発表等を積極的に行う。

(3) 中間発表（第1回）

秋学期に、各自が進めている研究の第1次中間発表を行い、発表内容について、博士後期課程担当教員及び当該専門分野の専門家の評価と助言を受ける。その結果に基づいて、「研究計画書」の見直しを行う。

(4) 研究計画書の到達状況の確認

3月上旬に指導教員と面談し、1年次における研究成果に基づいて、年度当初に作成した「研究計画書」の到達状況を確認し、指導を受ける。また、1年間の成果を踏まえ、本研究科の『国際日本学研究論集』、本学社会科学研究所の『明治大学社会科学研究所紀要』、本学人文科学研究所の『明治大学人文科学研究所紀要』、レフリー制のある学会誌等への論文投稿や学会発表の準備を行う。

2 年次

(1) 学位請求論文作成計画書の提出

4月中旬に、指導教員の指導のもとに、各自の履修計画を立て、当該年度の「履修計画書」を提出する。また、5月上旬に、指導教員の助言に基づき、博士論文のテーマ、論文の構成に関する構想、論文執筆に向けた作業計画等を記載した「学位請求論文作成計画書」を提出する。提出後、指導教員と面談のうえ、承認及び指導を受ける。

(2) 中間発表への準備

指導教員の指導を通じて、第2次中間発表に向けた準備を行う。

(3) 研究指導グループの決定

2年次の中間発表までに、指導教員を中心とする研究指導グループが決定する。決定次第、指導教員に加えて研究指導グループを構成する教員からの指導も受ける。

(4) 中間発表（第2回）

秋学期に、各自が進めている研究の第2次中間発表を行い、発表内容について、博士後期課程担当教員及び当該専門分野の専門家の評価と助言を受ける。その結果に基づいて、「学位請求論文作成計画書」の見直しを行う。

(5) 学会等での発表

中間発表の成果をもとに、本研究科の『国際日本学研究論集』、本学社会科学研究所の『明治大学社会科学研究所紀要』、本学人文科学研究所の『明治大学人文科学研究所紀要』、レフリー制のある学会誌等への論文投稿や学会発表を行う。

(6) 学位請求論文作成計画書の到達状況の確認

3月上旬に研究指導グループと面談し、2年次における研究成果に基づいて、年度当初に作成した「学位請求論文作成計画書」の到達状況を確認し、指導を受ける。

(7) 博士学位請求論文概要の提出準備

次年度に博士学位請求論文の提出を希望する場合は、研究指導グループと相談のうえ、「博士学位請

求論文概要」の作成・提出準備を行う。

3年次（学位請求年度）

(1) 博士学位請求論文概要の提出と博士学位請求予定者予備登録

4月中旬に、指導教員の指導のもとに、各自の履修計画を立て、当該年度の「履修計画書」を提出する。

当該年度に学位を請求する場合は、指導教員の承認のもと、4月中の所定の期日までに「博士学位請求論文概要」を提出するとともに、博士学位請求予定者予備登録を行う。なお、予備登録を行わず、当該年度に学位請求論文を提出しない場合は、原則として2年次のプロセスに従って研究を進める。

(2) 学位請求論文の提出（予備審査）

研究指導グループにより論文提出資格を有すると判断された者は、所定の期日までに予備審査用の「博士学位請求論文」を提出する。提出を受けて、予備審査委員会が設置される。

予備審査委員会による「博士学位請求論文」の査読及び予備審査会での試問により、論文受理の可否について審査を受ける。

(3) 学位請求論文の提出（本審査）

学位請求論文の受理を承認された学生は、所定の期日までに本審査用の「博士学位請求論文」を提出する。提出を受けて、本審査委員会が設置される。

【博士論文に求められる要件】

博士の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと認められるものであり、かつ、本研究科の博士論文として相応の質・量、内容・水準を備え、以下の点に留意したものでなければならない。

- (1) 論文の独創性
- (2) 研究テーマの学問的意義・適切性
- (3) 論文の体系性
- (4) 先行研究の調査
- (5) 理論的分析・実証的分析
- (6) 論旨・主張の統合性と一貫性
- (7) 形式的要件

【博士学位請求時の提出書類・提出期日等】

提出書類

(1) 学位請求論文

表紙は、本学所定様式（各自でダウンロード）を使用すること。

(2) 論文要旨（各自でダウンロード）

A4判、邦文：4,000字程度、英文：1,000ワード程度
（邦文と英文でそれぞれ提出のこと）

(3) 学位請求書（本学所定様式：各自でダウンロード）

指導教員の承認を得たうえでスキャンデータを提出すること。

論文題名は邦文には英文訳を、欧文には邦文訳を付すこと

(欧文が英文以外の場合は英文訳も付すこと)

- (4) 履歴書(本学所定様式:各自でダウンロード)

暦年は西暦表記とすること

- (5) 業績書(本学所定様式:各自でダウンロード)

暦年は西暦表記とすること

- (6) 博士学位請求者推薦書

推薦者は指導教員及び研究指導グループを構成する教員とする

- (7) 博士学位請求の要件を充足する研究業績(査読付き学術論文)

- (8) その他研究科が指定する提出書類

提出期日等

- (1) 提出期日

7月中旬(詳細は別途定める)

- (3) 提出先

Oh-o!Meiji グループへの提出を原則とする。

ただし、ファイルサイズ(30MB)の制限などにより Oh-o!Meiji での提出ができない場合は、別途研究科の定める方法により提出する。事前にファイルサイズを確認し、30MB を超える可能性がある場合は、提出期間前に提出方法について研究科に問い合わせること。

なお、論文提出受付は、指定提出日・指定時間内のみとする。提出締め切り時間経過後は、理由の如何を問わず受け付けられないので、十分注意すること。

- (3) 審査手数料: 不要

【学位審査の概要】

学位請求予定者予備登録

博士学位の請求者は、「博士学位請求論文概要」の内容・形式についての指導を受け、研究指導グループと相談のうえ、指導教員の承認のもと「博士学位請求論文概要」を提出するとともに学位請求予定者予備登録を行う。

博士学位請求論文の提出

学位請求予定者予備登録を行った者は、博士学位請求の要件を満たし、研究指導グループから当該論文の内容・形式についての確認と指導を受け、学位請求に十分な水準であると判断された場合に、研究指導グループの推薦を得て「博士学位請求論文」を提出する。

執行部による形式要件の確認

研究科執行部は、提出された学位請求論文について申請資格と当該論文の形式要件の確認を行う。研究科執行部が提出資格と論文の形式要件を満たすと判断した場合、すみやかに研究科委員会へ当該論文の予備審査に係る付議を行う。

予備審査委員会による予備審査

研究科委員会は、研究科執行部より付議された学位請求論文に対して、「博士学位請求論文概要」「博士学位請求者推薦書」の確認により、当該論文の予備審査開始の可否を決定し、主査1名及び副査2名以上(副査には他研究科、他大学等の専門研究者を選出することがある。)の予備審査委員を選出する。

予備審査の期間は3ヵ月程度とする。予備審査委員会は当該論文の査読と学位授与要件の充足を確認し、予備審査会を実施するとともに、学位請求者に対して学位請求論文の加筆・修正を求めることができる。

予備審査報告と論文等の閲覧

予備審査委員会は、審査終了後、当該論文の受理の可否についての提案とその理由を記した「予備審査報告書」を研究科長に提出する。

研究科執行部は、予備審査結果の報告後から受理の可否を決定するまでの一定期間、当該学位請求論文と学位授与要件の充足を示す参考資料を研究科委員の閲覧に供する。

研究科委員会による受理審査

研究科委員会は、予備審査委員会から提出された「予備審査報告書」をもとに、当該学位請求論文の受理の可否を決定する。

本審査委員会による本審査

研究科委員会は、受理を決定した学位請求論文に対して、主査1名及び副査2名以上（副査には他研究科、他大学等の専門研究者を選出することがある。）の本審査委員を選出する。本審査委員には、原則として予備審査を担当した者を選出する。

本審査委員会は、所定の期日までに公開発表会及び面接試問を実施し、当該学位請求論文を中心としてこれに関連ある科目について、論文の内容が研究者・高度の職業人として自立できるための基礎を成しているかを審査する。審査終了後、当該論文の可否の提案とその理由を記した「審査報告書」を研究科委員会に提出する。

学内機関による審査

研究科委員会は、本審査委員会からの報告をもとに、審議のうえ投票により当該学位請求論文の可否を決定する。研究科委員会で合格と認められた者は、大学院委員会の承認を経て、博士学位が授与される。

【学位審査等に関わる教員の責務】

研究指導グループの役割

研究指導グループは、指導教員1名と、原則として本学の専任教員1名以上によって構成され、2年次の中間発表会までに決定し、研究分野を超えた複眼的な指導に努めるものとする。

予備審査委員会の構成と責務

予備審査委員会は、指導教員を主査とするほか、原則として当該論文に関連ある科目の担当教員2名以上の副査（審査のため必要がある場合は、研究科委員会の議を経て、講師または他の大学院もしくは研究所等の教員等の協力を求めることがある）で構成し、厳正なる学位審査に努めるものとする。

本審査委員会の構成と責務

本審査委員会は、原則として予備審査を担当した委員によって、主査1名及び副査2名以上（審査のため必要がある場合は、研究科委員会の議を経て、講師または他の大学院もしくは研究所等の教員等の協力を求めることがある）で構成し、厳正なる学位審査に努めるものとする。

各教員の責務

各教員は、研究科委員会における審査において、当該学位論文を公正かつ客観的に評価し、当該学位の水準を保つよう努めるものとする。

【博士学位論文の公表】

審査要旨の公表

博士学位が授与された場合は、当該学位論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

学位論文の公表

博士学位論文は、本学学位規程第 22 条に準拠してこれを公表しなければならない。

明治大学学位規程 第 22 条

本大学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、明治大学審査学位論文と明記して、当該学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本大学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を、求めに応じ、閲覧に供するものとする。

3 前 2 項の規定による公表は、本大学の定めるところに従って、インターネットの利用により行うものとする。

※ 「やむを得ない事由がある場合」とは、客観的に見てやむを得ない特別な理由があると本大学が承認した場合をいう。

例 ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士学位を授与された日から 1 年を超えて生じる場合

なお、これらの場合においても、やむを得ない事由が解消された際には、速やかに博士論文全文をインターネットで公開しなければならない。

※ 博士学位論文提出にあたり、学位請求者は博士学位論文をインターネットにより公表することについての著作権関係上の諸問題を解消しておかなければならない。

例 ○ 刊行物の場合、出版社の了解を得ておくこと。

○ 引用の図版・写真がある場合、著作権者の同意を得ておくこと。

※ 博士学位論文が、特許などの申請に関連する場合、同申請手続きについては論文提出前に行っておかなければならない。なお、手続き方法等について不明な場合は、指導教員の指示を受けた後、各キャンパスの研究知財事務室に相談すること。

本学及び国立国会図書館における公表

- ・ 博士学位論文の要旨及び全文は「明治大学学術成果リポジトリ」により公表される。
- ・ 明治大学学術成果リポジトリにより公表された博士学位論文の要旨及び全文のデータは、国立国会図書館において利用に供される。

国際日本学研究科博士後期課程 修了までのスケジュール

入学時

研究計画書

指導教員の決定

【1年次】

4月中旬

1年次「履修計画書」を提出

5月下旬

「研究計画書」の提出

3年間の研究目標・研究計画などを
まとめた「研究計画書」提出する

12月頃

第1次中間発表

報告後、修正作業
『研究論集』等への投稿

中間発表を行い、研究科の教員から評価と
助言を受ける。その結果に基づいて、必要に
応じて「研究計画書」を見直す。

3月上旬

「研究計画書」の到達状況の確認
『研究論集』、学会誌等への投稿

指導教員と面談し、指導を受ける

【2年次】

4月中旬

2年次「履修計画書」を提出

5月上旬

「学位請求論文作成計画書」の提出

提出後、修正作業

指導教員と面談
指導を受け、承認を得る

12月まで

研究指導グループの決定

決定次第、研究指導グループと面談し、
指導を受ける

12月頃

第2次中間発表

報告後、修正作業
『研究論集』等への投稿

中間発表を行い、研究科の教員から評価と
助言を受ける。その結果に基づいて、必要に
応じて「学位請求論文作成計画書」を見直す。



